

第 6 次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画

概 要

計画期間 令和 3 年度～令和 7 年度（5 年）

基本理念 お互いを認め合い、安心して暮らせる人権尊重のまちづくり

主なポイント

■推進方針

- 推進方針 1 人権教育・同和教育の推進 ▶学校教育、社会教育等を主な方針に設定
 推進方針 2 人権啓発の推進 ▶学習機会、情報提供を主な方針に設定
 推進方針 3 相談・支援体制の充実 ▶人権侵害救済制度の確立要求、
 人権文化センター等の相談体制を主な方針に設定

■基本計画及び行動計画（アクションプラン）の策定

- ◆ 計画を各種人権課題の解決に向けた方向性を定める「基本計画」と、
 個別具体的な事業をまとめた「行動計画（アクションプラン）」を策定
 ▶方向性と事業を管理することで、計画の実効性と機動性の向上を図った。

■成果指標の設定

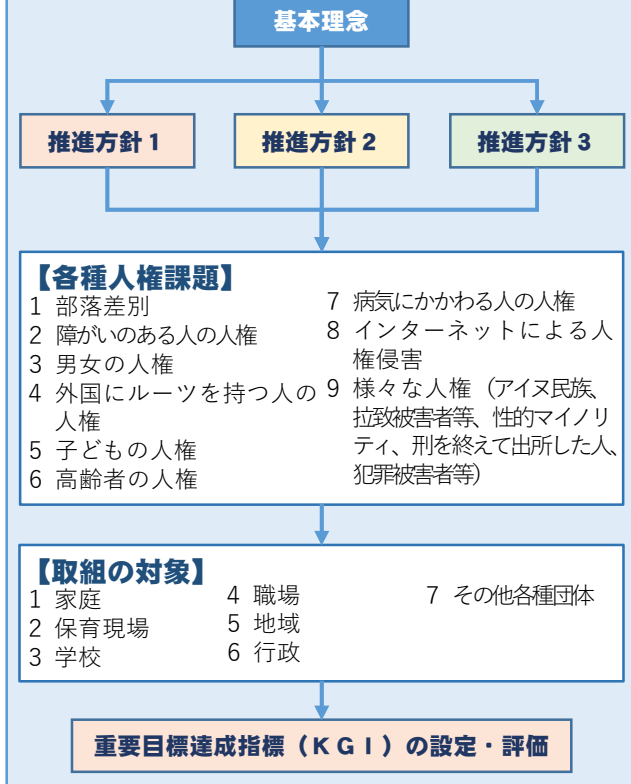
- ◆ 基本計画には「重要目標達成指標（KGI）」を設定
 ◆ アクションプランには「重要業績評価指標（KPI）」を設定
 ▶方向性及び事業に対する成果指標を設定し、事業の評価分析を行えるようにすることで、計画をより実効性のあるものとした。

■全庁体制の確立

- ◆ 人権施策推進連絡会議を設置
 ▶庁内の横断的な事業の連携、成果指標を分析する体制を構築した。

体系図

基本計画



行動計画（アクションプラン）

- 1 全庁体制の確立（人権施策推進連絡会議の設置）
- 2 広報、啓発活動、相談業務、各種事業等の推進
- 3 重要業績評価指標（KPI）の設定・評価